

## 岡本の国会での答弁

177-参-厚生労働委員会-18号 平成23年07月28日

○石井準一君 私は、紙台帳記録とコンピューター記録との全件照合については特に見通しが甘かったのではないかと考えております。

全件照合については、これまで平成二十二年度、二十三年度で集中的にやっていく、そして一期四年のうちに全件照合するという進められてこられました。この方針には今も変更がないのか、それともマニフェスト見直しの対象に入るのか、お伺いをいたします。

○大臣政務官(岡本充功君) 今御指摘のありました紙台帳、年金記録に係る紙台帳等とコンピューター記録との突き合わせ事業につきましては、先ほど御報告をさせていただきましたとおり、全件照合を開始をしておるところでございますが、この作業の実施状況やサンプル調査の結果を取りまとめて公表し、現在、民主党において説明をさせていただき、御議論をさせていただいております。

今後の進め方につきましては、こういった議論を踏まえながら対応をしていきたいと、このように考えております。

○石井準一君 この全件照合については、費用対効果を調査をし、結果を公表したことは評価をいたします。しかし、その結果、全件照合を断念する方向で検討に入ったという報道もなされました。

確認でありますけど、厚生労働省としてマニフェストの柱である全件照合を断念することはないということでしょうか。

○大臣政務官(岡本充功君) 先ほどお話をさせていただきましたとおり、いわゆる紙とコンピューター記録、いわゆる紙台帳等とコンピューター記録との突合、これを開始をするという意味では開始をしたところではありますが、御紹介をいただきましたように、サンプル調査を公表しましたわけでありまして、これを受けて、どのような作業手順でやっていくかとか、効率化をどうできるか、これ一件当たりの大体コストが三千四百円と、こう公表したわけではありますが、この三千四百円を更にコスト圧縮ができないかと、こういったことも努力しなきゃいけないと思っていますし、様々な形で民主党内で御議論をいただいていると、このように理解をしております。

○石井準一君 そもそも全件照合は、国民の年金制度に対する信頼を回復するために行うということであったはずであります。そのように決めたからには、断念せずに最後までやっていただきたいと思えます。

費用対効果の調査結果を受け、全件照合の進め方を変更する予定はあるのか、今後の全件照合の進め方について、改めて所見をお伺いをしたいと思います。

○大臣政務官(岡本充功君) せっかくこのサンプル調査をしたわけではありますが、このサンプル調査を受けて、どのような作業をどのような手順でこの事業を進めていくかということをやはり検討する必要はあるんだろうというふうに考えています。

いずれにしても、マニフェストに書かせていただいたとおり、紙台帳等とコンピューター記録の突合を開始をし、実施をしているということは御理解をいただきたいと思えます。

---

○川田龍平君 みんなの党の川田龍平です。

国民年金改正法案の審議ですが、国民の健康を害する危険性のある重大な事例が発生していますので、まずは化粧品と医薬部外品の流通規制について質問させていただきます。

医薬部外品として茶のしずく石鹸という石けんが販売されています。この茶のしずくはテレビコマーシャルや新聞のチラシなどによって重点的に宣伝がされ、美容目的、具体的には、染みが気にならないとか、私にはこれがないとといった宣伝文句で消費者の心をくすぐり、販売拡大を続けてきたようです。

この茶のしずくですが、例えば株式会社悠香製造のものでは、平成二十二年十二月七日以前出荷分の製品について小麦加水分解物による重篤なアレルギーが報告されています。新しい製品は問題の小麦加水分解物は含有されていないと聞いていますが、この問題は非常に大きな問題を抱えていると思います。

まずは、このような化粧品や医薬部外品の広告規制について政府の見解を求めたいのですが、今回の事例では、根本的な問題として、こうした医薬品とおぼしき製品の広告が野方図になっていることがあると思うのですが、もちろん薬事法によって医薬部外品や化粧品の誇大広告は規制されているのですが、法律が規定する誇大広告の定義が曖昧ではないでしょうか。茶のしずくのCMなどを拝見する限りでは、例えば染みが気にならないとかあたかも皮膚に優しそうなるイメージ広告をしても、それは誇大広告でないとなると消費者はどんどんミスリードされてしまうと思います。結果的には、今回のような事故が起こってから広告に問題があったのではという話をして、傷つくのは何も知らなかった消費者だということになります。

消費者の使用安全という観点から、行き過ぎた広告の在り方について岡本政務官の答弁を求めます。

○大臣政務官(岡本充功君) 今御指摘がありました保健衛生上の危害を防止するため、薬事法においては、一般消費者に医薬品等の効能、効果や安全性について誤った認識を抱かせる広告を虚偽又は誇大な広告として禁止をしております。これは昭和五十五年十月の薬務局長通知で通知をしている医薬品等適正広告基準というのに書いています。いかなる表現が虚偽又は誇大な広告に当たるかは、この局長通知において表現を示すなど基準の明確化を図っているところではございますが、議員御指摘の今回の案件につきましては、福岡県においてこの基準を踏まえてその広告内容について指導を行ってきたところだと承知をしております。

今後とも、こういった都道府県の取組にしっかり連携をして、我々も、問題のある広告、しっかりと指導、取締りに努めるということが重要だと思いますし、業界団体の自主的な取組にもしっかりと我々はコミットしていかなきゃいけないと、こういうふう考えております。

○川田龍平君 この茶のしずくが引き起こしたこの副作用事例は、製品に含まれていた小麦加水分解物によって小麦依存性運動誘発アナフィラキシーが誘発され副作用被害を生んだものでした。問題となったこの小麦加水分解物がもたらす副作用については、二〇一〇年十二月の日本皮膚科学会誌でもその危険性が指摘されています。また、厚生労働省も、それに先立つ二〇一〇年の十月という早い段階で、「小麦加水分解物を含有する医薬部外品・化粧品による全身性アレルギーの発症について」というプレスリリースを公表しています。

このように早い段階で当該物質に危険性があると周知されていながらも、企業の自主回収が徹底されていないのか、本年の五月に至っても厚生労働省が「小麦加水分解物含有石鹸「茶のしずく石鹸」の自主回収について」という報道発表をするほどに、対策が後手後手に回っている印象を受けます。

当該業者は主に通信販売を利用して茶のしずく石鹸を販売してきたと聞いていますが、本来は購入履歴管理や顧客管理がしっかりとしているはずの通信販売であっても、このように自主回収がうまくいっていません。政府の規制改革会議などでは通信販売は購入履歴管理がしっかりと

いるので対面販売よりも優れているというような見解を示していますが、今回の事例を見る限りでは通信販売の方が優れているとは言えないのではないのでしょうか。

また、今回のような重篤な副作用事例が生じたとしても、医薬部外品及び化粧品製造販売業者には厳密な意味で副作用報告義務がありません。医薬部外品であっても重篤な副作用が起こり得るわけですから、現行法にある文献などの報告があった事例にのみ副作用を報告させるというような緩い報告義務ではなく、もう少し副作用情報を円滑に報告させるような体制づくりを考えてもいいのではないかと思います。医薬部外品や化粧品について今後の規制の在り方について、通信販売や報告義務という観点から医療の専門家である岡本政務官に答弁をお願いします。

○大臣政務官(岡本充功君) 今御指摘のとおり、通信販売であったということもあり、事実関係をお話をしますと、購入履歴が残っているということで、この購入履歴に基づいて二回メール登録している顧客に対してメールを送付したり、また購入者全員に対してダイレクトメール、これはがきですけれども、これ二回送付をしていると、こういうことではありますが、御指摘のとおり回収対象の九百万個のこの悠香の石鹸ですか、これのうち三十万個が回収されていて、薬用フェイスソープPについては回収対象数量四千万個に対して約十二万個の回収にとどまっているというのがあります。もちろん、消費をされてしまったというものもありますが、御指摘のとおり、なかなか売った分全部回収するというのは当然消費されていることもありまして難しいところがありますし、こういった履歴があることを基に通知ができていたということもまた事実であります。今回、厚生労働省として、既に小麦を加水分解した成分を含有した製品の使用者に対して、運動誘発のアレルギーが起こり得る可能性について平成二十二年の十月十五日にお知らせをしたところでありまして、このときは様々な加水分解物を含んだ製品がありましたので全般について御指摘をし、そして特定の商品というのは御指摘のとおりその後になったわけでありまして、こういったいわゆる様々な情報があつたときにどのようにしていくかというのは非常に課題があると思っています。

今御紹介をいただきましたように、今、現行は、医薬部外品については人体に対する作用が緩和なものが多いということで一件ずつその副作用報告を求めるとことはしておりませんし、より予防的に、有害な作用を発生するおそれがあることを示す研究報告を知ったときには報告しなければならないというふうにされているところでありまして、この報告がしっかりと上がってくるようになることが重要だと思っておりますし、指導を徹底していきたいと考えております。

○川田龍平君 この化粧品や医薬部外品でも、今回のような重篤な副作用情報を企業が入手したら国に報告を求めるべきではないかと思いますが、是非、医療のプロであり、かつてヒポクラテスの誓いを胸に誓った岡本政務官にお聞きしたいのは、学会などの文献が出るまで企業は情報を入手していても国に報告しなくてもよいと本当に政務官はお考えでしょうか。

○大臣政務官(岡本充功君) 一般的な医薬部外品のお話だと理解をしますけれども、一般的な医薬部外品に関しましては、先ほどお話をしましたようにその作用が緩徐なものが多いというのは事実でありますし、一件一件全部報告をさせるということについてはその物理的な限界もあるというふうに考えています。

○川田龍平君 ただ、今回のような事例で、結局文献として学会などで上がったものでなければ副作用として報告として上がってこないということでは問題だと思うんですが、こうした企業に副作用情報が上がってきたものをより簡便に上げていくための制度改正、省令改正や法改正が必要ではないかということですが、いかがでしょうか。

○大臣政務官(岡本充功君) この事例に今度限定をして、先ほどは全体の話です、この事例に関していえば、企業もどうやら少し事前にそういう情報を得ていたようであります。

厚生労働省もそういう情報を得て、昨年十月にほかの製品も含めて全体に注意喚起をすると

いう措置をとっているということも御理解をいただきたいと思ひますし、御指摘のように、もちろん運動誘発アレルギーでアナフィラキシーを起こして、最終的には場合によっては死に至る方も出ないとも限らないという事例でありますから、その出てきた症例の重篤度に合わせて企業がどのように対応していくかということもあろうかと思ひますが、我々としては、そういう得られた情報をしっかりとフィードバックしていく、現場にフィードバックしていくということが重要だというふうに考えています。

---

○川田龍平君 ありがとうございます。是非よろしくお願ひします。

そして、生活再建支援法の支援金は原子力災害のみによる避難は対象となっていませんが、この災害弔慰金の支給に関してはこうした区別がなされるべきではありません。原子力災害に伴う避難の過程でお亡くなりになった方に災害弔慰金は支給されるのでしょうか。政府の見解を伺ひます。

○大臣政務官(岡本充功君) それは、自然災害に関しまして、どのような災害であれ、いわゆる弔慰金をお支払いするという事です。自然災害の種別を問わず、そして県内、県外の避難の状況を問わず、こういった弔慰金の対象になるというふうにご報告したいと思ひます。

---

○川田龍平君 阪神・淡路大震災のときの経験ですとか中越地震の経験ですとか、そういったものをしっかり生かしていただいて、これをしっかり今回の震災でも生かしていただきたいと思ひます。

それでは、本日議題となっております国民年金法の改正について質問させていただきます。

国民年金保険料の納付率が六〇%を切っている現状ですが、今回、保険料の納付期間を二年から十年に延長をされることによってどれだけの方が保険料を納めるようになるのか、また無年金の状態に置かれている方がどれだけ救済される可能性があるのか、そうした分析なしに制度をころころ変えては信頼ある年金制度を確立できないのではないかと思ひます。

例えば、追納期間も十年以上にすればもっと収納状況が改善されたり無年金の方が減ったりする可能性があるのかどうか検討されてもよいのではないかと思ひますが、政府の見解をお伺ひします。

○大臣政務官(岡本充功君) 先ほどもちょっと御議論がありましたけど、十年以上にしたらどうなのかとか、後からまとめて利息を付けて払うんだからいいじゃないかという御議論もあるのかもかもしれませんが、それだけじゃなくて、やっぱり年金というのは、実は、こういったこつこつ真面目に納めてきた人、そして将来に備えてきた人がやはり社会保障を担っているという、そういう仕組みでありますから、そういう制度を含めてやはり本来の在り方を考えると、なかなか一遍に全部払ったからそれでいいというわけにもいかないと思ひますし、もう一つ、年金で大変重要な点は、こつこつ毎月毎月払ってきても、五十九歳で亡くなってしまうと実はお金が出ないんですね。ところが、最後にどんと払えばお金がもらえるといえ、五十九歳になった途端に全員全額ぼんと払えば六十歳からお金がもらえるという仕組みになるのでは、やはりこれは若干不公平感があると。

そういう意味でなかなか、全部一遍に払えばいいと、こういうものにはならないということを前提にした上で、これまで既に様々な制度、例えば法定免除、申請免除、学生納付特例制度、それから若年者納付猶予制度などで、低所得などで保険料の納付が困難な方、免除の仕組みを設け、その後経済力が回復した場合には追納という仕組みをも取ってきました。そういう制度を活用されている方も一方でいらっしゃるということも十分我々は認識をしながら、今回のこういった法案の提出をさせていただいたところでありまして、委員にも是非御理解をいただきたいと思ひます。

○川田龍平君 今回のこの追納期間が十年に延長されるのは三年間の時限措置ですが、今までも国民の制度の理解が十分でない状況で、しっかりとした周知徹底をしなければ、改正されたことを多くの国民が全く知らないままに三年が経過してしまうことだって考えられます。日本年金機構や市場化テストで民間企業が行っている督促の際も、丁寧な国民への制度の理解を進め、進んで保険料を払いたくなるようにしなければなりません。

ここまで国民が年金制度を信頼できなくなり、国民が期待していたのと全く逆に民主党政権になってますます混迷している現状で、国民への制度の理解の進め方や保険料収納の進め方に抜本的な改革が必要ではないかと考えますが、政府の見解を伺います。

○大臣政務官(岡本充功君) 確かにおっしゃるとおりで、どういうふうに周知をしていくかというのは大変重要な課題です。それで、例えばパンフレットを作ったり、ホームページを作ったりというようなこともやっていますが、それだけではなくて、今回、これ十年という追納期間を認めるわけですから、十年たつと、この法案でも、法律が成立をさせていただいた暁でも、追納ができなくなってくるわけです。したがって、十年に近いところで未納期間がある方に対して優先して対象者にお知らせを送付をするということをして、こういった、いわゆるもう間もなく、この法律が成立をしても追納できなくなってしまう方に特別にお知らせをするようなシステムの開発をしたいというふうにも考えていますし、先ほども大臣の方から御答弁をさせていただきましたけれども、どのようにしていわゆる未納問題に対応するか、納付率を上げるかという対策、また、一度いわゆる免除を受けた学生の方など、今、現状は大体一割の方が後ほど、経済的に納めることができるようになったからでしょうけれども、納められているというデータもありまして、こういった割合を高めていくという努力も必要なんだろうと思います。

そういった意味で、負担能力がありながら納付をしない高所得者への強制徴収と併せて、免除対象となり得る低所得者の皆さん方への周知とともに、こういったいわゆる制度改正に当たっての周知を徹底していきたいというふうに考えております。